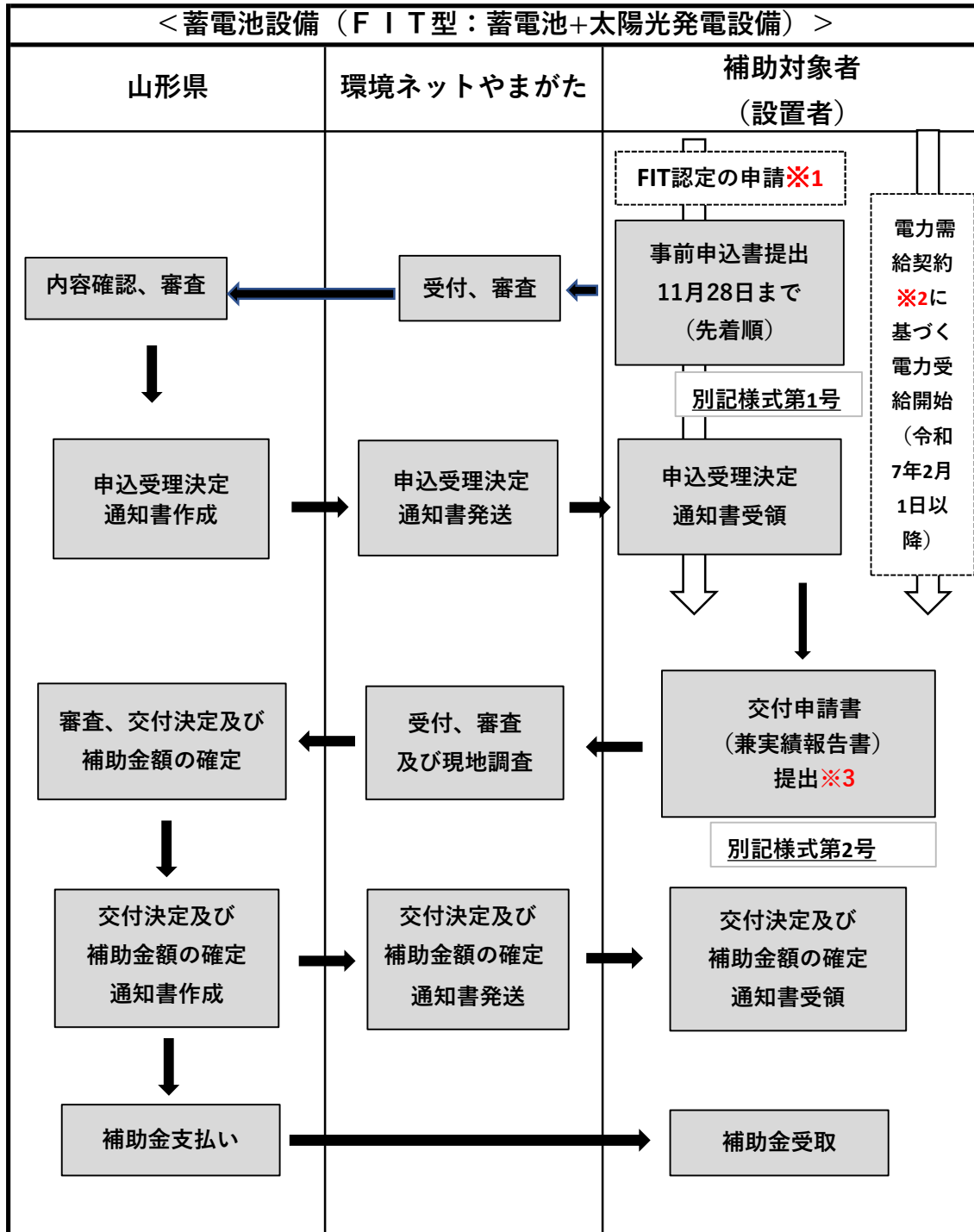


補助金の申込から交付までの流れ



【注】蓄電池に対する補助金を利用するには、新規の太陽光発電設備を同時に導入し、売電を開始することが必要です。太陽光発電設備を導入してFIT売電をするためにはFIT認定と電力受給契約が必要です。

※1 FIT認定は、資源エネルギー庁が指定する電子申請より申込みを行ってください。

※2 東北電力ネットワーク等に申込み、設備の検査を受けたうえで契約し電力の受給が開始されます。

※3 電力受給開始後30日を経過する日（既に受給開始している者は、申込受理決定通知後30日以内）、又は令和8年1月31日のいずれか早い日までに、必ず提出をお願いします。